

滋賀県気候変動適応推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本県への気候変動リスクを整理し、気候変動に適応した社会の指針として「地域気候変動適応計画」を作成するに当たり、有識者から意見を聴取し検討を行うため、滋賀県気候変動適応推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の進める気候変動影響評価のあり方の検討についての意見・助言
- (2) 本県の地域特性を踏まえた気候変動適応策のあり方の検討についての意見・助言
- (3) その他、地域気候変動適応計画の策定や気候変動適応策の推進等に向けて必要と認められること。

(組織)

第3条 懇話会は別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に座長を置き、座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 座長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ座長が指名したものがその職務を代理する。
- 5 懇話会にオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、地域気候変動適応計画の策定の日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、琵琶湖環境部長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、琵琶湖環境部長が必要と認めた議題については、非公開とすることができる。
- 3 琵琶湖環境部長が必要と認めるときは、庁内外の関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、琵琶湖環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年1月23日から施行し、地域気候変動適応計画の策定の日をもって、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行し、地域気候変動適応計画の策定の日をもって、その効力を失う。

別表

(順不同)

国立環境研究所気候変動適応センター センター長	向井 人史
京都大学農学研究科教授	白岩 立彦
京都大学防災研究所教授	中北 英一
京都大学生態学研究センター長	中野 伸一
滋賀大学経済学部教授	田中 勝也
滋賀県立大学名誉教授	仁連 孝昭
立命館大学食マネジメント学部教授	吉積 巳貴
東京都市大学環境学部教授	馬場 健司
京都大学大学院工学研究科准教授	上田 佳代
滋賀県琵琶湖環境科学研究センター主任研究員	河瀬 玲奈

(オブザーバー)

環境省近畿地方環境事務所環境対策課
彦根地方气象台
国立環境研究所琵琶湖分室